

# 申込みのしおり

令和8年度版

(令和8年4月発行)

広島県土木建築局  
住 宅 課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

## 目 次

	ページ
1 募集のあらまし	1
2 申込方法	1
3 申込みから入居決定まで	2
4 入居決定から入居まで	3
5 必要書類	4
6 県営住宅申込整理票の記入例	7
7 申込資格	8
8 収入基準	10
9 家賃の算定方法	20
10 選考方法	21
11 注意事項	22
◎ 県営住宅所在地一覧表	24
◎ 申込みについての問い合わせ先	26

◎ 定期募集は次の日程で行います。

区 分	県営住宅募集一覧の配布・ホームページ掲載開始予定日	申込受付(予定)期間(最終日消印有効)	入居時期(予定)
6月募集	令和8年6月2日(火)	令和8年6月9日(火)～令和8年6月11日(木)	令和8年9月
10月募集	令和8年10月6日(火)	令和8年10月13日(火)～令和8年10月15日(木)	令和9年1月
1月募集	令和9年1月12日(火)	令和9年1月19日(火)～令和9年1月21日(木)	令和9年4月

◎ 安佐北区の高陽、あさひが丘、虹山住宅、安佐南区の安佐、別所、緑丘住宅及び東区の平林住宅の募集は次の日程で行います。

区 分	県営住宅募集一覧の配布・ホームページ掲載開始予定日	申込受付(予定)期間(最終日消印有効)	入居時期(予定)
4月募集	令和8年4月7日(火)	令和8年4月14日(火)～令和8年4月16日(木)	令和8年7月
5月募集	令和8年5月7日(木)	令和8年5月14日(木)・15日(金)・18日(月)	令和8年8月
7月募集	令和8年7月7日(火)	令和8年7月14日(火)～令和8年7月16日(木)	令和8年10月
8月募集	令和8年8月4日(火)	令和8年8月12日(水)～令和8年8月14日(金)	令和8年11月
9月募集	令和8年9月1日(火)	令和8年9月8日(火)～令和8年9月10日(木)	令和8年12月
11月募集	令和8年11月4日(水)	令和8年11月11日(水)～令和8年11月13日(金)	令和9年2月
1月募集	令和9年1月12日(火)	令和9年1月19日(火)～令和9年1月21日(木)	令和9年4月
3月募集	令和9年3月2日(火)	令和9年3月9日(火)～令和9年3月11日(木)	令和9年6月

県営住宅募集一覧の配布・ホームページ掲載開始予定日、申込受付期間は、変更する場合がありますので、御了承ください。

※ 受付場所、申込受付機関の詳細等は県営住宅募集一覧で御確認ください。

※ 詳しくは、裏表紙の問い合わせ先に御確認ください。

# 1 募集のあらまし

県営住宅の募集は、①新築住宅への新規入居者を決めるためのものと、②転居等の理由で空家になった場合にその住宅への入居者を決めるものがあります。

県営住宅への申込みをされる場合、収入基準、同居親族、住宅の困窮等の資格要件がありますので、この「申込みのしおり」をよく読んでお申し込みください。

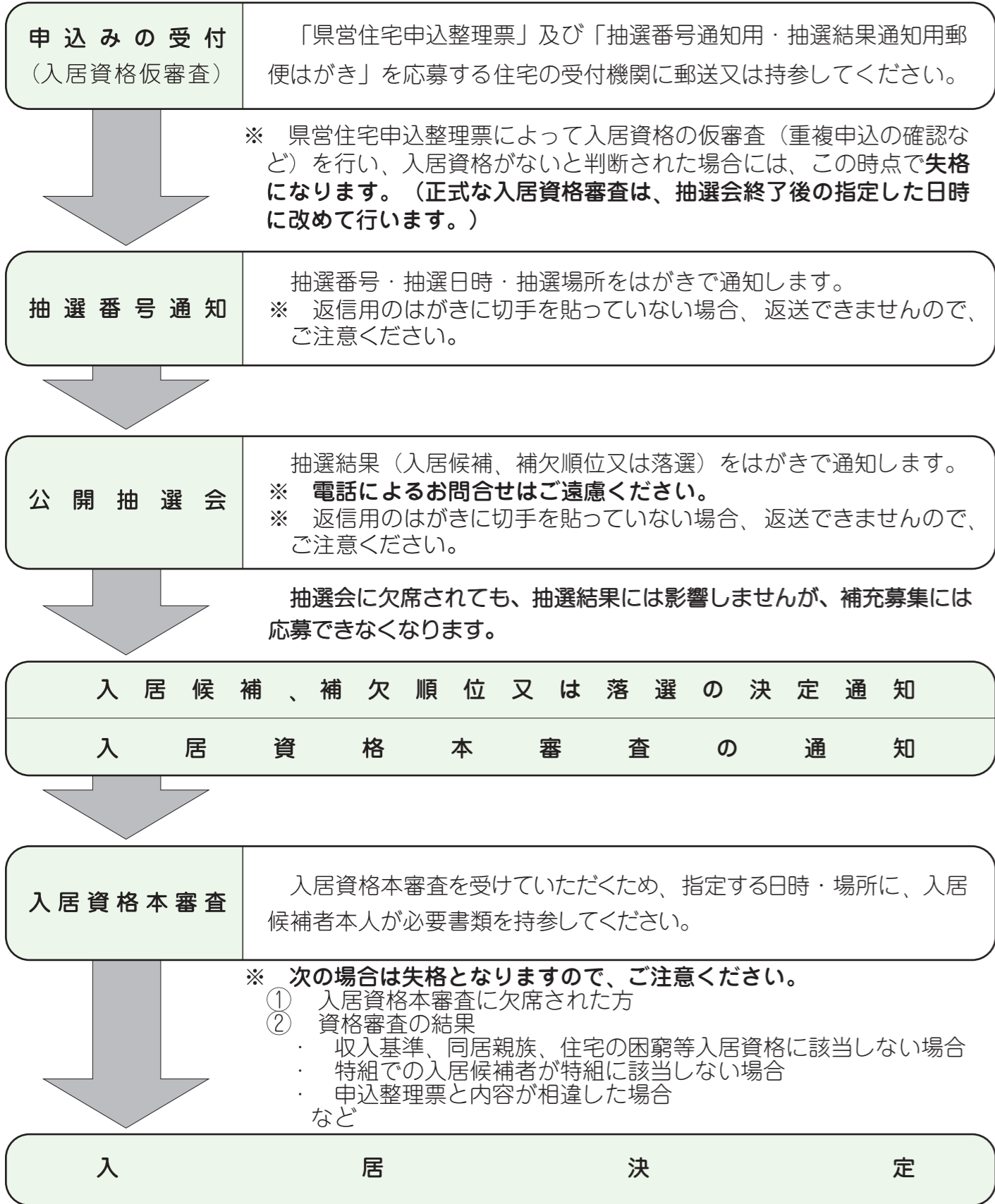
なお、募集する住宅、受付機関などについては、別冊「県営住宅募集一覧」をご覧ください。

# 2 申 込 方 法

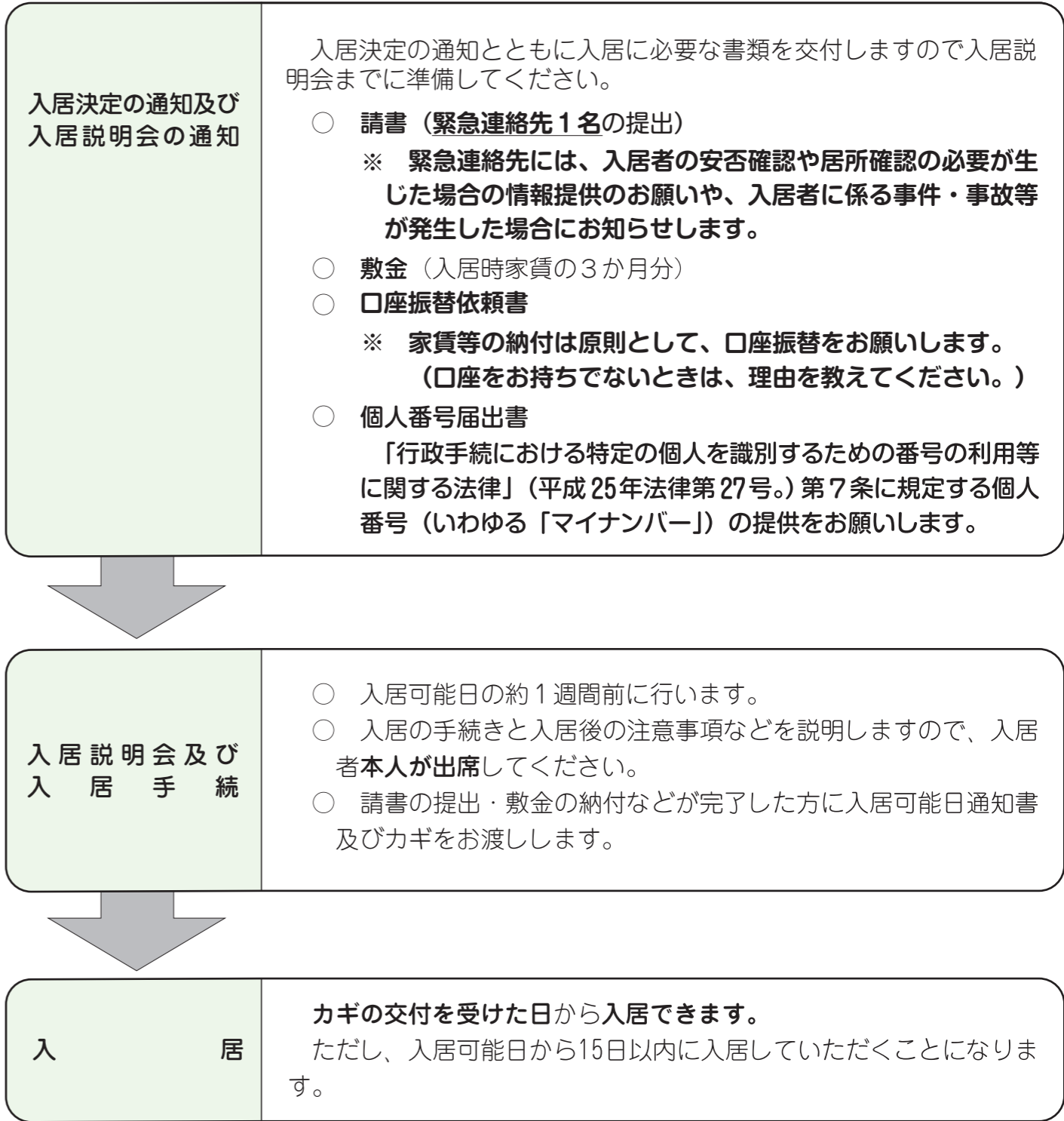
所定の封筒に「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」を入れて、応募する住宅の受付機関に次のことに注意して郵送又は持参してください。

- 1 申込みは、1世帯につき1通に限ります。**2通以上申し込まれると、全ての申込みが無効となります。**
- 2 「県営住宅申込整理票」及び「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」の「住所」「氏名」欄は、確実に郵便が届くように記入してください。また、「連絡電話」欄も必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。
- 3 「入居資格本審査に必要な書類」(4ページ参照)は、入居資格本審査日において入居候補者及び補欠順位者に提出していただく書類となりますので、**申込みの段階では必要ありません。**

# 3 申込みから入居決定まで



# 4 入居決定から入居まで



# 5 必要書類

## 申込み（入居資格仮審査）に必要な書類

- ① 県営住宅申込整理票（7ページの「6 県営住宅申込整理票の記入例」参照）
- ② 抽選番号通知用はがき及び抽選結果通知用はがき（85円切手を貼ってください。）

## 入居資格本審査に必要な書類

★ 「入居資格本審査に必要な書類」は、入居資格本審査日において入居候補対象者に提出していただく書類となります。申込み（入居資格仮審査）の段階では必要ありません。

- ① 県営住宅入居申込書
- ② 申込者と同居親族全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（本籍のみ省略可）
  - ※ 外国籍の方は、「続柄」及び「国籍又は地域」の記載がある住民票の写しが必要です。
- ③ 戸籍謄本又は抄本（ただし、夫婦のみ又は夫婦と未成年の未婚の子のみで入居しようとする場合は不要です。なお、婚約者、内縁関係にある方及びパートナーシップ関係にある方の場合は戸籍謄本又は抄本が必要です。）
  - ※ 夫婦のみ又は夫婦と未成年の未婚の子のみで入居しようとする場合でも、新婚・婚姻予定世帯として特組（21ページ参照）で申し込まれた場合には、戸籍謄本又は抄本が必要な場合があります。
- ④ 最新の課税台帳記載事項証明書（所得証明書）（所得金額の記載があるもの）
  - 市町の税務担当課などで発行します。
  - 世帯全員必要です（中学生以下は除く）。
  - 入居する者（例えば、妻子など）が無収入の場合も必要です。
- ⑤ 収入を証明する書類
 

世帯全員の収入を確認するため、次の書類の中であてはまるものをすべて提出してください。（コピー不可）

## 【年金受給者】

内 容	必 要 な 書 類
国民年金、厚生年金、恩給、各種共済年金を受けている方	最新の年金改定通知書・年金支払通知書（はがき）、源泉徴収票など

## 【給与所得者】

勤 務 状 況	証 明 を 要 す る 期 間	必 要 な 書 類
令和7年1月1日から引き続き現在の会社に勤務している方	令和7年1月～令和7年12月	令和7年分の源泉徴収票 [本人交付用]
令和7年1月2日以降に現在の会社に採用されている方	申込受付日前月までの1年間（採用されて1年未満の方は採用された月から支給見込額も含めて1年間）	給与支給証明書（県の指定様式：勤務先における月別証明が必要となります）

## 【事業所得者】

勤 務 状 況	証 明 を 要 す る 期 間	必 要 な 書 類
令和7年1月1日以前から事業を開始している方	令和7年1月～令和7年12月	次の書類が必要です。 確定申告済みの収入に係るもの ・確定申告書の控え（受付印があるもの） ・電子申告による申告内容確認票の写し（受付日、受付番号のあるもの）
令和7年1月2日以降に現在の事業を開始している方	事業を開始して1年以上の方は申込受付日前月までの1年間、1年未満の方は申込受付日前月まで	確定申告済みでない収入に係るもの ・収支明細書 ・収支計算の根拠となる帳簿書類

## 【無職・無収入の方】

内 容	必 要 な 書 類
失 業 中 の 方	雇用保険受給資格者証、離職票、その他失業の証明となるもの（会社の退職証明書など）
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

⑥ その他必要な書類

内 容	必 要 な 書 類
単 身 者	(1) 戸籍謄本又は抄本 (2) 自活状況申立書 (県の指定様式)
婚 姻 予 定 の 方	(1) 婚約証明書 (県の指定様式) (2) 申込者及び婚約者の戸籍抄本 ○ 申込者又は婚約者が退職している場合は、退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証のいずれか ○ 申込者又は婚約者が退職を予定している場合は、会社の退職予定証明書 (ただし、入居までに会社の退職証明書を提出していただきます。) ※ 上記書類のうち (1) 婚約証明書は、原則として申込者及び婚約者双方の親の証明が必要です。
パートナーシップ関係にある方	パートナーシップ証明等 (パートナーシップ宣誓制度に基づき発行される受領証、受領カード等) ※ 申込住宅が所在する市町の発行したものに限り。
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	戸籍謄本
ひとり親世帯	戸籍謄本、児童扶養手当証書、その他ひとり親世帯であることを確認できる書類
心身障害者世帯	戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
難病患者	障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証等
原爆被爆者世帯	医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のいずれか
中国残留邦人等で支援給付を受けている方	支援給付受給証明書
引揚者世帯	引揚証明書、支給決定通知書 (中国残留邦人等の帰国者) など
災害により家屋が滅失した方及び都市計画などにより立退きを要求されている方	り災証明書等それを証明する書類
ハンセン病療養所入所者等の方	ハンセン病療養所入所者等であることの証明書
親子ペア	戸籍謄本等、続柄を証する書類
D V 被害者	裁判所の保護命令書、女性相談支援センター等の証明書など
婚姻の日後3年以内 (事実婚の届出をした日から3年以内、パートナーシップ宣誓等を行った日から3年以内)	・婚姻の日後3年以内であることが確認できる戸籍謄本 ・事実婚の方は事実婚の届出をした日から3年以内であることが確認できる書類 ・パートナーシップ関係の方はパートナーシップ宣誓等を行った日から3年以内であることが確認できる書類
土砂災害特別警戒区域内に居住する方	(1) 持ち家の建築年月が分かる書類・持家の写真等 (2) 契約日が分かる書類 (借地契約書等)・借家の写真等

# 6 県営住宅申込整理票の記入例

県営住宅 申込整理票

申込者の方が申込資格のあることを確認の上、チェックしてください。

ページの記入例を参照の上、内に必要事項を記入してください。

申込者の確認欄 ~ 申込者は該当する左の口必ずチェックしてください。

- 申込者が成人である
- 同居親族がいる (単身の方はチェック不要です)
- 世帯収入が基準内である (収入基準等は、「申込みのしおり」10~19 ページ参照)
- 住宅に困っている (要件は、「申込みのしおり」9 ページ参照)
- 申込者及び同居親族は暴力団員ではない
- 入居者資格について関係部署へ照会することを同意する
- 住宅分類・住宅種別に該当している (要件は、「県営住宅募集一覧」から住宅分類・住宅種別に該当していることを確認の上、必ず記入してください。 ※ 記入されていない場合は、失格になります。)
- 選考組に誤りがない (選考組別は、「申込みのしおり」参照)
- 申込時点において県営住宅家賃・駐車場使用料に滞納がない

※申込住宅を2戸以上記載された場合は、失格となる場合があります。

申込住宅	住宅名	号館・号室	住宅分類	住宅種別
<input checked="" type="checkbox"/>	舟入住宅	1-101	・一般世帯向 ・単身入居可能 ・単身者向	・高齢者向 ・高齢者専用 ・身体障害者向 ・子育て世帯向

※広島市、福山市、安芸郡の住宅に単身で申込みの方は、「申込みのしおり」9 ページを参照の上、該当項目に○をしてください。上記以外の住宅に単身で申込みの場合、世帯で申し込む場合は記入不要です。

該当項目がある場合は、項目を○で囲んでください。詳しくは「申込みのしおり」9 ページ、21 ページをご覧ください。

60 歳以上・身体障害者・精神障害者・知的障害者・戦傷病者・原爆被爆者生活保護受給者・中国残留邦人等・引揚者・ハンセン病療養所入所者・DV 被害者

当する方は「申込みのしおり」21 ページを参照の上、該当項目に○をしてください。組での入居候補者が入居資格本審査の結果、特組に該当しない場合は失格となります。

高齢者・ひとり親・心身障害者・難病患者・原爆被爆者・引揚者・親子ペア・災害等・多子ハンセン病・DV 被害者・犯罪被害者・婚姻後3年又は婚姻予定・土砂災害特別警戒区域居住者

住所	〒 該当する住宅区分に ○をしてください。			公営住宅、公団・公社、賃貸住宅、借家 [名義: 土砂災害特別警戒区域内の家、その他]
ふりがな	ひろしま	じろう	連絡先	((082)) 0000-XXXX
氏名	広島次郎		※日中連絡可能な電話番号	自宅・勤務先・携帯電話・その他
性別	男	女	生年月日	年 月 日
年齢	54		現在お住まいの住宅について、当てはまるものを○で囲んでください。	確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。 ※ 記入されていない場合は、失格になります。

同居しようとする親族	氏名	続柄	性別	年齢	電話番号
<input checked="" type="checkbox"/>	広島花子	妻	男・女	49	大・昭・平・令
<input checked="" type="checkbox"/>	広島優子	子	男・女	16	大・昭・平・令
<input checked="" type="checkbox"/>	広島賢二	父	男・女	80	大・昭・平・令
<input type="checkbox"/>			男・女		大・昭・平・令
<input type="checkbox"/>			男・女		大・昭・平・令

※記入後、内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合や記載内容が事実と異なる場合は、失格となる場合があります。

入居しようとする親族の方全員を記入してください。 ※ 記入されていない場合は、失格になります。

# 7 申 込 資 格

## (1) 一般世帯の資格

県営住宅に申し込まれる方は、次の①～⑥のすべての条件を満たしていることが必要です。

### ① 申込者が成人であること。

### ② 現に同居又は同居しようとする親族がいること。

※1 原則として、夫婦（婚約者、内縁関係にある方〔住民票・保険証で確認できる方〕及びパートナーシップ関係にある方を含む。）又は親子を主体とした家族であること。

※2 家族を不自然に分割したり、統合して申し込むことはできません。  
（注）原則として、夫婦（内縁関係にある方及びパートナーシップ関係にある方を含む。）を分離しての申込みはできません。

※3 特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。

### ③ 世帯の収入（月収額）が158,000円以下であること。

（注）この月収額は10ページの月収額の計算方法により算出した公営住宅法施行令に定める収入額で、一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

#### ★ 裁量階層における入居者資格の緩和

次に掲げる世帯（これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています。）については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準（月収額）は一般世帯より高い214,000円までとなります。（各年齢については、入居可能日を基準日とする。）

裁 量 階 層 の 世 帯	提出する書類(写し)
身体障害者世帯	入居者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方がいる世帯 身体障害者手帳
精神障害者世帯 知的障害者世帯	入居者又は同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障害者の方(最重度A、重度A、中度B)がいる世帯 精神障害者保健福祉手帳 療 育 手 帳
高齢者世帯	入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居し又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上の者である世帯。 (単身で60歳以上の方も該当します。) 住 民 票 の 写 し 住 民 票 記 載 事 項 証 明 書
子育て世帯	同居者に18歳に達する日以後の3月31日までの間に ある者がいる世帯
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方がいる世帯 戦 傷 病 者 手 帳
原子爆弾被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方がいる世帯 医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書
引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて5年を経過していない方がいる世帯 引 揚 証 明 書
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居者又は同居者に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方がいる世帯 ハンセン病療養所入所者等 であることの証明書

## ④ 現在、住宅に困っていること。

※ 原則として、次の方は申込みすることはできません。

- (ア) 持ち家のある方（同居しようとする親族に持ち家がある方がいる場合も含む。）。ただし、持ち家を売却予定、競売予定若しくは除去予定の場合、又は土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みできる場合がありますので、ご相談下さい。
- (イ) 公営住宅（県市町村営住宅）等の使用名義人。  
特別な事情がある場合は、各受付機関にご相談ください。

## ⑤ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## ⑥ 申込者又は同居親族に県営住宅の未納家賃、駐車場の使用料の滞納又は県営住宅、駐車場に係る損害賠償金がないこと。

## (2) 単身者の資格

単身で申込みができる方は、前ページの(1)一般世帯の資格の②を除いた各項にあてはまる方で、戸籍上配偶者がいない方(DV被害者を除く)です。さらに、次の表のいずれかの事項にあてはまる必要があります。ただし、

- 同居親族がありながら、不自然に親族と別居して単身で申し込むことはできません。
- 呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市に所在する県営住宅は、次の表の事項にあてはまらない方でも単身で申し込むことができます。(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域等、政令附則第7項に規定する地域を持つ市町)

※ 日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、必要な介護体制が整い、日常生活に支障がない方は、申込みができます。ただし、県営住宅に入居した場合において、必要な介護体制が整わないなど、日常生活に支障があると認められる場合は、申込みをお断りすることがあります。  
(各年齢については、入居可能日を基準日とする。)

単 身 者 の 資 格		提出する書類(写し)
①60歳以上の方	60歳以上の方	
②身体障害者	身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方	身体障害者手帳
③知的障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1～3級の精神障害者の方又は同程度と認められる知的障害者の方	精神障害者保健福祉手帳 療 育 手 帳
④戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症の方又は第1款症の方	戦 傷 病 者 手 帳
⑤原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方	医 療 特 別 手 当 証 書 特 別 手 当 証 書
⑥生活保護受給者 中国残留邦人等	現在、生活保護を受けている方、又は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方	生活保護受給証明書 支 援 給 付 受 給 証 明 書
⑦引揚者	海外から引き揚げて5年を経過していない方	引 揚 証 明 書
⑧ハンセン病療養所入所者等	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する方	ハンセン病療養所入所者等 であることの証明
⑨DV被害者	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。） で、イ、ロ又はハのいずれかに該当する方 イ 同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方 ハ 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている方	女性相談支援センター等の証明書 裁 判 所 の 保 護 命 令 書